

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和6年10月16日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和6年10月16日（水）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

子育て支援課：相馬課長、近藤係長、保育課：片桐課長、教育支援課：大高参事
企画政策課：村越課長

3 件名

次期こどもプランに係る令和7年度に予算措置を伴う新規事業について

4 会議結果

☒ 案のとおり決定する。
☐ 一部修正の上、決定する。
☐ 継続して検討する。
☐ 案を否決する。
☐ 報告を了承する。

5 会議内容

・「地域子育て支援拠点事業・地域子育て相談機関」の事業名が「事業」と「機関」が並列になっているが、わかりにくいので再考してはどうか。
 →地域子育て支援拠点事業の中で、相談機関を設置することにより、相談事業を強化していくことから、「地域子育て支援拠点事業（地域子育て相談機関の設置）」というように変更する。

・「子育て世帯訪問支援事業」は主にどのような支援か。また、事業はどのような事業者が行うのか。
 →家事支援が主になると考えており、そのほか、育児相談支援等も含まれる。
 事業者については、ママヘルプサービスの事業者や介護・障がい者のヘルパーの事業者が考えられる。

・「結婚新生活支援事業」について、近隣市の実施状況はどうか。
 →鎌ヶ谷市、船橋市、佐倉市、成田市などで実績がある。

・結婚新生活支援など、こどもプランの対象者が広がっているため、担当部課の調整が必要。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 健康子ども部 子育て支援課

件 名	次期こどもプランに係る令和7年度に予算措置を伴う新規事業について							
現状・課題	令和5年4月1日に施行された、こども基本法(こども大綱)に基づく、市町村こども計画として、令和7年度から令和11年度の5カ年を計画期間とする「しろい こどもプラン」を策定中である。 これまでの18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、20代や30代までの若者への支援も対象とし、こども・若者の視点に立った施策とその具体的な取り組みが求められている。							
付議事案	目的	こども基本法(こども大綱)に基づき、こども・若者の視点に立った、新たな課題に対応するため、これまで、市の総合計画等の計画に位置付けていない、結婚を希望する若者への支援やヤングケアラーへの支援のほか、こどもの体験・活躍できる機会づくりと学校生活のさらなる充実、家庭での子育てへの支援の充実など、次期こどもプランの施策に連なる取り組みとして、令和7年度から新規事業を実施するもの。						
	対応 方策	令和7年度から予算措置を伴う事業として、次の5つの事業を実施する。 (※それぞれの事業の詳細については、資料1を参照。) 1. 家庭での子育てへの支援 → 地域子育て相談機関 2. 学校生活の充実、多様な体験、活躍できる機会づくり → 平和教育事業 3. 結婚を希望する方への支援 → 結婚新生活支援事業 4. 地域での多様な遊び・体験の機会づくりの推進 → こども・若者の活動の場整備 5. 児童虐待防止、ヤングケアラー支援 → 子育て世帯訪問支援事業						
論点(決定を要する事項)	令和7年度に予算措置を伴う新規事業(5事業)の実施の可否について							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	《こどもプラン策定会議》 こどもプランに初めて盛り込む若者への施策に連なる新規事業について、特に結婚を希望する方への支援については、市として初めて実施する取り組みとなるため、実施所管課について、組織の再編との調整が必要。 《関係課との調整》 新規となる事業案が多くあるため、計画期間内での優先順位を検討し、令和7年度から予算を伴う事業を本付議事案の5事業とした。							
今後のスケジュール	・「子ども・子育て会議」及び「子ども・若者育成推進協議会」にてしろいこどもプラン(素案)を審議(11月下旬～12月上旬)、パブリックコメント(12月下旬～1月初旬) ・令和7年度当初予算編成(～1月初旬)							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表	有	定例記者会見(R7.2月)	
	議会説明	無			広報・HP等	有	広報・HP(R7.2月)	
	市民参加	無						
	付議書公表	☐ 公開 ☐ 非公開 ☐ 部分非 ☒ 時限非 (R7年度当初予算提出 まで)						
参考情報	案件提出事由	①市政運営の基本的な方針(規程第4条第2項第1号) イ 重大な政策事項						
	関係法令等	こども基本法(こども大綱)						
	関係課	子育て支援課、保育課、健康課、教育委員会、都市計画課、企画政策課、財政課 ほか						
	事業費	18, 413 千円 (うち特定財源 9, 186 千円)						
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	その他	手段

次期 しろい こどもプランで取り組む事業について

◎取り組み総事業数

既存プラン：93事業 → 次期プラン：102事業（9事業の増加）

◎事業の方向性等 ※方向性の重複があるため、次期プラン総事業数とは一致しない。

方 向 性 等	事業数	備 考
現状のまま継続	47事業	
改善して継続	16事業	
拡 充	2事業	
廃 止	4事業	
統 合	8事業	
名称変更	27事業	
担当課変更	1事業	
新 規 (合計22事業)	5事業	①令和7年度から予算を伴う事業
	9事業	②調査・検討後 又は 検討しながら進める事業
	8事業	③既に取り組んでいるが、こどもプランへの掲載が新規

《今回の付議事案となる事業》

新 規 ①【令和7年度から予算を伴う事業】 【5事業】

◆家庭での子育てへの支援

事業番号	事業名	担当課
28	地域子育て支援拠点事業・地域子育て相談機関 (※うち、地域子育て相談機関が新規)	保育課

◆学校生活の充実と地域連携の推進

事業番号	事業名	担当課
41	平和教育事業	教育支援課

◆結婚に伴う新生活スタートアップへの支援

事業番号	事業名	担当課
64	結婚新生活支援事業	関係各課

◆地域での多様な遊び・体験の機会づくりの推進

事業番号	事業名	担当課
75	こども・若者の活動の場整備	都市計画課

◆児童虐待防止対策

事業番号	事業名	担当課
82	子育て世帯訪問支援事業	子育て支援課

章		第4章 ライフステージ別の支援の展開		
節		第1節 こどもの誕生前から幼児期までの支援 2 こどもの成長の保障と遊びの充実		
施策		◆家庭での子育てへの支援		
事業名		28 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て相談機関の設置) ※”地域子育て相談機関の設置” が新規部分	担当課	保育課
関係法令等		児童福祉法(努力義務)		
事業概要	目的	子育て中の家庭の孤独感や不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援するため、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て親子が交流する場を設けるとともに子育てについての相談、情報の提供、助言、その他援助を行う。		
	内容	地域住民が気軽に利用できる子育て支援拠点事業での交流や相談などを通じ、必要に応じて、個別相談やこども家庭センターと連絡調整を行うなど、子ども家庭センターの機能を補完し、必要な支援につなげる。		
実施方法		■直営 ■全部委託 □一部委託 □補助金等 □協働 □その他		
予算概要		【年間総事業費見込み】 ※新規事業 地域子育て相談機関6園分 300千円×6箇所＝1,800,000円(一般財源 300,000円)		
		【財源負担割合】国2／3、県1／6、市1／6		
年度別計画	R7	交流・相談の場の提供 ①子育て支援センター(清水口保育園・南山保育園) ②つどいのひろば(こざくら保育園・はなぶさ保育園、白井ふじこども園・ひまわりこども園)		
	R8	交流・相談の場の提供 ①子育て支援センター(清水口保育園・南山保育園) ②つどいのひろば(こざくら保育園・はなぶさ保育園、白井ふじこども園・ひまわりこども園)		
	R9	交流・相談の場の提供 ①子育て支援センター(清水口保育園・南山保育園) ②つどいのひろば(こざくら保育園・はなぶさ保育園、白井ふじこども園・ひまわりこども園)		
	R10	交流・相談の場の提供 ①子育て支援センター(清水口保育園・南山保育園) ②つどいのひろば(こざくら保育園・はなぶさ保育園、白井ふじこども園・ひまわりこども園)		
	R11	交流・相談の場の提供 ①子育て支援センター(清水口保育園・南山保育園) ②つどいのひろば(こざくら保育園・はなぶさ保育園、白井ふじこども園・ひまわりこども園)		

章		第４章 ライフステージ別の支援の展開		
節		第２節 学童期・思春期での支援 １ こどもが安心して過ごし、学べる学校生活の充実		
施 策		◆学校生活の充実と地域連携の推進		
事業名		４１ 平和教育事業	担当課	教育支援課
関係法令等				
事業概要	目的	戦後８０年近くが経過し、戦争を体験した方が年々少なくなる中、その貴重な体験を風化させることなく、次世代に引き継ぎ、平和の大切さを伝えていくこと。		
	内容	市内の中学生が被爆地を訪問し、戦争の悲惨さ、平和の尊さを学び、現地で学んだこと、平和の大切さを、自分で周りの人たちに伝える。各学校の全校集会などで活動報告を行う。		
実施方法		■直営 □全部委託 ■一部委託 □補助金等 □協働 □その他		
予算概要		【年間総事業費見込み】 2,200,000円（全て一般財源） ◆対象：市内中学生の代表 14人 市平和使節団引率者 8人 計22人 を予定		
		【財源負担割合】全額 市負担		
年度別計画	R 7	中学生生徒の代表者を広島へ派遣 ※戦争の恐ろしさや平和の尊さを学び、その感想や成果を市民に伝える。平和啓発の促進		
	R 8	中学生生徒の代表者を広島又は長崎へ派遣 ※戦争の恐ろしさや平和の尊さを学び、その感想や成果を市民に伝える。平和啓発の促進		
	R 9	中学生生徒の代表者を広島又は長崎へ派遣 ※戦争の恐ろしさや平和の尊さを学び、その感想や成果を市民に伝える。平和啓発の促進		
	R 1 0	中学生生徒の代表者を広島又は長崎へ派遣 ※戦争の恐ろしさや平和の尊さを学び、その感想や成果を市民に伝える。平和啓発の促進		
	R 1 1	中学生生徒の代表者を広島又は長崎へ派遣 ※戦争の恐ろしさや平和の尊さを学び、その感想や成果を市民に伝える。平和啓発の促進		

章		第4章 ライフステージ別の支援の展開
節		第3節 青年期での支援 2 結婚を希望する方への支援
施策		◆結婚に伴う新生活スタートアップへの支援
事業名		64 結婚新生活支援事業
		担当課 関係各課
関係法令等		こども基本法（こども大綱）
事業概要	目的	若い世代が安心して結婚し、市内で結婚生活が送れるよう、新生活に係る経済的支援を実施し、若い世代の結婚と定住促進を図る。
	内容	新生活に係る費用の負担軽減のため、婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用の経済的支援を実施する。
実施方法		☐ 直営 ☐ 全部委託 ☐ 一部委託 ☒ 補助金等 ☐ 協働 ☐ その他
予算概要		【年間総事業費】 10,500,000円（うち一般財源 3,500,000円） ◆対象：夫婦ともに39歳以下の新婚世帯かつ世帯所得500万円以内 《内訳》 ・29歳以下 : 600,000円(1世帯当り上限)×15世帯＝9,000,000円 ・30歳～39歳以下 : 300,000円(1世帯当り上限)×5世帯＝1,500,000円
		【財源負担割合】 国2/3 市1/3
年度別計画	R7	新生活に係る費用の負担軽減のため、補助金による経済的支援の実施
	R8	新生活に係る費用の負担軽減のため、補助金による経済的支援の実施
	R9	新生活に係る費用の負担軽減のため、補助金による経済的支援の実施
	R10	新生活に係る費用の負担軽減のため、補助金による経済的支援の実施
	R11	新生活に係る費用の負担軽減のため、補助金による経済的支援の実施

章		第5章 ライフステージを通じた支援の展開		
節		第2節 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり		
施策		◆地域での多様な遊び・体験の機会づくりの推進		
事業名		75 こども・若者の活動の場整備	担当課	都市計画課
関係法令等		こども基本法（こども大綱）		
事業概要	目的	こども・若者が地域で気軽に集い、交流や活動ができる環境をつくるため、施設や立地場所について検討し、活動の場を整備する。		
	内容	活動の場の整備		
実施方法		☒ 直営 ☐ 全部委託 ☐ 一部委託 ☐ 補助金等 ☐ 協働 ☐ その他		
予算概要		【年間総事業費】2,882,000円（すべて一般財源） バスケットゴールを設置する経費（1基）		
		【財源負担割合】 —		
年度別計画	R7	こども・若者の活動の場整備		
	R8	その他、こども・若者の活動の場の調査・検討		
	R9	その他、こども・若者の活動の場の調査・検討		
	R10	その他、こども・若者の活動の場の調査・検討		
	R11	その他、こども・若者の活動の場の調査・検討		

章		第5章 ライフステージを通じた支援の展開
節		第4節 児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護
施策		◆児童虐待防止対策（◆ヤングケアラー支援）
事業名		82 子育て世帯訪問支援事業
担当課		子育て支援課
関係法令等		児童福祉法（努力義務）
事業概要	目的	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。
	内容	要支援・要保護児童の家庭や支援を要するヤングケアラー等に対し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩み相談・助言など、包括的な支援を行う。
実施方法		☐ 直営 ☒ 全部委託 ☐ 一部委託 ☐ 補助金等 ☐ 協働 ☐ その他
予算概要		【年間総事業費】 1,031,000円（うち一般財源 345,000円） 《内訳》 ◆対象：2世帯（要支援・要保護）×1世帯あたり48回
		【財源負担割合】 国1/3 県1/3 市1/3
年度別計画	R7	家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩み相談・助言など、包括的な訪問支援の実施
	R8	家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩み相談・助言など、包括的な訪問支援の実施
	R9	家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩み相談・助言など、包括的な訪問支援の実施
	R10	家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩み相談・助言など、包括的な訪問支援の実施
	R11	家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩み相談・助言など、包括的な訪問支援の実施

《 参 考 》

新 規 ②【調査・検討後 又は 検討しながら進める事業】 【9事業】

◆幼児期の教育・保育の充実

事業番号	事業名	担当課
2 3	教育・保育の一体的提供	保育課
2 4	インクルーシブ保育（教育）の推進	保育課

◆家庭での子育ての支援

事業番号	事業名	担当課
2 7	こども誰でも通園制度	保育課

◆地域での多様な居場所づくり

事業番号	事業名	担当課
5 4	児童育成支援拠点事業	子育て支援課

◆若者への就労支援

事業番号	事業名	担当課
5 9	若者就労支援事業	産業振興課

◆若者の出会いの機会・場の創出

事業番号	事業名	担当課
6 1	ライフデザイン事業	関係各課
6 3	結婚応援事業	関係各課

◆地域での多様な遊び・体験の機会づくりの推進

事業番号	事業名	担当課
7 4	こども・若者の活躍機会の仕組みづくり	関係各課

◆児童虐待防止対策

事業番号	事業名	担当課
8 3	親子関係形成支援事業	子育て支援課

《 参 考 》

新 規 ③【既に取り組んでいるが、こどもプランへの掲載が新規】 【8事業】

◆学校生活の充実と地域連携の推進

事業番号	事業名	担当課
39	教育の情報化推進事業	学校政策課

◆いじめ防止、こどもの悩み等への支援（こどもの権利に関する理解促進、人権教育の推進）

事業番号	取り組み名	担当課
52	人権教室の開催	市民活動支援課

◆起業希望者への相談支援

事業番号	取り組み名	担当課
60	創業支援事業	産業振興課

◆ニート、ひきこもり等、相談支援体制の充実

事業番号	取り組み名	担当課
65	ニート・ひきこもり相談会	生涯学習課

◆地域での多様な遊び・体験の機会づくりの推進

事業番号	取り組み名	担当課
73	こども・若者体験会	市民活動支援課

◆ヤングケアラー支援

事業番号	取り組み名	担当課
84	学校等と連携したヤングケアラーの把握と支援	子育て支援課

◆こどもの権利に関する理解促進、人権教育の推進

事業番号	取り組み名	担当課
86	こどもの権利の啓発	子育て支援課

◆子育てや教育に関する経済的支援の充実

事業番号	取り組み名	担当課
92	妊婦のための支援給付	健康課

【次期】しろい こどもプラン 施策展開別 取り組み事業（案）

第4章 ライフステージ別の支援の展開

第1節	こどもの誕生前から幼児期までの支援				
	◆：施策展開　及び　次期プラン取り組み事業　番号・「名称」	担　当　課	() 付き番号：現行プランの取り組み事業番号	→以降は、次期プランへの変更内容等	
1	妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの保健・医療の確保	子育て支援課他 健康課 健康課 健康課 健康課 健康課 健康課 健康課 健康課 健康課	◆産前産後から子育て期を通じた保健対策 1：(1)「子育て世代包括支援センター事業」→【名称変更】し、【改善して継続】WEBでの相談を実施する。 2：(4)「マタニティ＆ベビー講座向け講座」→【名称変更】 3：(3)「妊婦健康診査事業・妊婦歯科健康診査事業」→【名称変更】 4：(9)「乳児健康診査」→【拡充】「新生児聴覚検査」を追加して実施。 5：(8)「おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）」→【現状のまま継続】し、【名称変更】 6：(10)「4か月育児相談」と(11)「かみかみ教室」→【統合】し、【名称変更】 7：(12)「1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査」と(13)「2歳児歯科健康診査」→【統合】し、【名称変更】 8：(14)「発達支援（個別・集団）」→【名称変更】 9：(15)「予防接種」→【現状のまま継続】 10：(17)「乳幼児期の母子保健向上に関する啓発活動」と(18)「子どもの自尊感情を育むための啓発活動」→【統合】し、【名称変更】		
	◆出産・産後支援の充実 11「伴走型相談支援」 12「新生児訪問」 13「産後ケア」 14「ママヘルパー派遣（養育支援訪問事業・産前産後サポート事業）	健康課 健康課 健康課 子育て支援課	◆出産・産後支援の充実 11：(2)「母子手帳の交付」と(16)「保健指導と保健指導、ケース会議」→【統合】し、【名称変更】 12：(7)「新生児訪問」→【現状のまま継続】 13：(5)「産後ケア事業」→【名称変更】 14：(6)「ママヘルパー派遣（養育支援訪問事業・産前産後サポート事業）→【現状のまま継続】		
	◆地域医療体制の確保 15「休日・夜間診療の推進」 16「医療機関情報の提供」	健康課 健康課	◆地域医療体制の確保 15：(25)「休日・夜間診療の推進」→【現状のまま継続】 16：(26)「医療機関情報の提供」→【現状のまま継続】		
2	こどもの成長の保障と遊びの充実		◆幼児期の教育・保育の充実 17：(27)「待機児童対策事業」→【改善して継続】保育士の確保を中心とした施策を推進。 18：(28)「公立保育園での乳幼児保育の実施」→【名称変更】 19：(29)「延長保育事業」→【現状のまま継続】 20：(30)「一時預かり事業」→【改善して継続】こども誰でも通園制度との関係性も含め、利用しやすいの検討・周知。 21：(31)「病児・病後児保育事業」→【現状のまま継続】 22：(35)「私立保育園等への補助」→(36)「私立幼稚園の振興」を【統合】し、【改善して継続】特別な支援が必要な児童の受け入れ推進。 23：(新)「教育・保育の一体的提供」→【★新規】 24：(新)「インクルーシブ保育（教育）の推進」→【★新規】 ※：(19)「保育園・幼稚園等での食育推進」→【廃止】保育所保育指針で求められている内容のため事業としては廃止。		
	◆家庭での子育てへの支援 25「子育て短期支援事業」 26「ファミリー・サポート・センター事業」 27「こども誰でも通園制度」【★新規】 28「地域子育て支援拠点事業（地域子育て相談機関の設置）」【★新規含む】 29「母子保健推進員活動」 30「子育て親子のたまり場事業」 31「ふれあい事業」 32「親子教室」 33「家庭教育事業」 34「図書館こどもサービスの充実」 35「こどもの遊び場の整備」 36「子育て支援の情報提供」	子育て支援課 子育て支援課 保育課 保育課 健康課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 生涯学習課 文化センター 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 健康課	◆家庭での子育てへの支援 25：(32)「子育て短期支援事業」→【改善して継続】現在の乳児院での受け入れのほか、里親での受け入れを検討。 26：(33)「ファミリー・サポート・センター事業」→【現状のまま継続】 27：(新)「こども誰でも通園制度」→【★新規】 28：(37)「地域子育て支援拠点事業」→【★新規含む】「地域子育て相談機関」を設置し、【名称変更】 29：(42)「母子保健推進員活動事業」→【現状のまま継続】し、【名称変更】 30：(43)「子育て親子のたまり場事業」→【現状のまま継続】 31：(44)「ふれあい事業」→【現状のまま継続】 32：(45)「親子教室」→【現状のまま継続】 33：(58)「家庭教育事業」→【現状のまま継続】 34：(48)「図書館子どもサービスの充実」→【現状のまま継続】 35：(51)「こどもの遊び場の整備」→【現状のまま継続】 36：(40)「子育て支援の情報提供」→【改善して継続】子育て支援情報の一元化をさらに強化する。 ※：(39)「子育て相談窓口」→【統合】(1)と(57)の「こども家庭センター事業」の相談支援へ吸収する。 ※：(41)「地域ぐるみの子育て支援活動」→【廃止】多胎児サークルは自主グループ活動として軌道に乗っているため。		
	◆特別な配慮を必要とするこどもへの支援 37「生活困窮者自立支援(白井市くらしと仕事のサポートセンター)」 38「外国人支援」	社会福祉課 企画政策課	◆特別な配慮を必要とするこどもへの支援 37：(89)「生活困窮者自立支援(白井市くらしと仕事のサポートセンター)」→【現状のまま継続】 38：(86)「外国人支援」→【改善して継続】外国人の言語に対応できるボランティアの確保に努める。		

第2節 学童期・思春期での支援		担 当 課	() 付き番号：現行プランの取り組み項目番号 →以降は、次期プランへの変更内容等
1 こどもが安心して過ごし、学べる学校生活の充実	◆：施策展開 及び 次期プラン取り組み項目 番号・「名称」 ◆学校生活の充実と地域連携の推進 39「教育の情報化推進事業」【★新規】※こどもプランとして掲載が新規 40「地域人材の活用」 41「平和教育事業」【★新規】 42「青少年国際交流」 43「補助教員の配置」 44「特別支援教育事業」 ◆学童期・思春期の保健対策 45「生活習慣病（小児）予防検査」 46「学童期・思春期の保健に関する啓発」 47「思春期課題への取り組み」 再 9「予防接種」 ◆いじめ防止、こどもの悩み等への支援 48「就学相談事業」 49「教育相談事業」 50「教育支援センター」 51「いじめの防止」 52「人権教室の開催」【★新規】※こどもプランとして掲載が新規	学校政策課 教育支援課他 教育支援課 教育支援課 学校政策課 教育支援課	◆学校生活の充実と地域連携の推進 39：(新)「教育の情報化推進事業」→【★新規】※こどもプランとして掲載が新規 40：(60)「地域人材の活用」→【拡充】部活動地域展開やコミュニティースクールを推進。 41：(新)「平和教育事業」→【★新規】 42：(53)「青少年国際交流」→【現状のまま継続】（ただし、隔年で受け入れと派遣を実施。） 43：(88)「補助教員の配置事業」→【現状のまま継続】し、【名称変更】 44：(80)「特別支援教育事業」→【現状のまま継続】 ◆学童期・思春期の保健対策 45：(20)「生活習慣病（小児）予防検査」→【現状のまま継続】 46：(21)「学童期・思春期保健の向上に関する啓発活動」→【現状のまま継続】し、【名称変更】 47：(22)「思春期課題への取り組み」→【現状のまま継続】 再 9：(15)「予防接種」→【現状のまま継続】【※再掲】 ◆いじめ防止、こどもの悩み等への支援 48：(55)「就学相談事業」→【現状のまま継続】 49：(56)「教育相談事業」→【現状のまま継続】 50：(87)「適応指導教室」→【名称変更】 51：(93)「白井市いじめ防止基本方針」に基づいたいじめ防止施策の推進→【現状のまま継続】し、【名称変更】 52：(新)「人権教室の開催」→【★新規】※こどもプランとして新規掲載
2 こどもの居場所づくりの推進	◆地域での多様な居場所づくりの推進 53「こどもの居場所づくり支援事業」 54「児童育成支援拠点事業」【★新規】 55「学校図書館等の教育機関との連携」 56「こども向けプラネタリウムの投映」 ◆放課後児童対策の充実 57「放課後児童健全育成事業」 58「放課後子ども教室の充実」	子育て支援課 子育て支援課 文化センター 文化センター	◆地域での多様な居場所づくりの推進 53：(52)「子どもの居場所づくり支援事業の検討」→【名称変更】R6から活動支援補助金を創設したため。 54：(新)「児童育成支援拠点事業」→【★新規】 55：(49)「学校図書館等の教育機関との連携」→【現状のまま継続】 56：(50)「子ども向けプラネタリウムの投映」→【現状のまま継続】 ◆放課後児童対策の充実 57：(46)「学童保育所の充実」→【現状のまま継続】し、【名称変更】 58：(47)「放課後子ども教室の充実」→【現状のまま継続】
第3節 青年期での支援			
1 就労のための支援	◆若者への就労支援 59「若者就労支援事業」【★新規】 ◆起業希望者への相談支援 60「創業支援事業」【★新規】※こどもプランとして新規掲載	産業振興課	◆若者への就労支援 59：(新)「若者就労支援事業」→【★新規】 ◆起業希望者への相談支援 60：(新)「創業支援事業」→【★新規】※こどもプランとして新規掲載 ※現行の創業スクールや創業塾の取り組みと併せて補助事業を検討。
2 結婚を希望する方への支援	◆若者の出会いの機会・場の創出 61「ライフデザイン事業」【★新規】 62「赤ちゃんとふれあう機会の提供」 63「結婚応援事業」【★新規】 ◆結婚に伴う新生活スタートアップへの支援 64「結婚新生活支援事業」【★新規】	関係各課 子育て支援課 関係各課	◆若者の出会いの機会・場の創出 61：(新)「ライフデザイン事業」→【★新規】 62：(59)「赤ちゃんとふれあう機会の提供」→【改善して継続】」学校主体の連携から、福祉協議会や保育園と連携へ。 63：(新)「結婚応援事業」→【★新規】 ◆結婚に伴う新生活スタートアップへの支援 64：(新)「結婚新生活支援事業」→【★新規】
3 若者やその家族に対する相談体制	◆ニート、ひきこもり等、相談支援体制の充実 65「ニート・ひきこもり相談会」【★新規】※こどもプランとして新規掲載 再37「生活困窮者自立支援(白井市くらしと仕事のサポートセンター)」【※再掲】	生涯学習課 社会福祉課	◆ニート、ひきこもり等、相談支援体制の充実 65：(新)「ニート・ひきこもり相談会」→【★新規】※こどもプランとして新規掲載 再37：(89)「生活困窮者自立支援(白井市くらしと仕事のサポートセンター)」→【現状のまま継続】【※再掲】

第5章 ライフステージを通じた支援の展開

第1節 困難を抱える子どもや家庭への支援

◆：施策展開 及び 次期プラン取り組み項目 番号・「名称」
◆障害児支援・医療的ケア児等への支援 66「こども発達センター事業」 67「基幹相談支援センター事業」 68「心身障がい者一時介護料助成」 69「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業」 70「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金」 71「福祉タクシー助成」 再 8「心理発達相談」 ◆特別な配慮を必要とする子どもへの支援 72「学習支援事業」 再37「生活困窮者自立支援(白井市くらしと仕事のサポートセンター)」【※再掲】 再38「外国人支援」【※再掲】 再43「補助教員の配置」【※再掲】 再44「特別支援教育事業」【※再掲】 再50「教育支援センター」【※再掲】

担 当 課
障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 健康課 子育て支援課 社会福祉課 企画政策課 学校政策課 教育支援課 教育支援課

第2節 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

◆地域での多様な遊び・体験の機会づくりの推進」 73「こども・若者体験会」【★新規】※こどもプランとして新規掲載 74「こども・若者の活躍機会の仕組みづくり」【★新規】 75「こども・若者の活動の場整備」【★新規】 再35「こどもの遊び場の整備」【※再掲】 再41「平和教育事業」【★新規】【※再掲】 再53「こどもの居場所づくり支援事業」【※再掲】 再54「児童育成支援拠点事業」【★新規】【※再掲】 再60「創業支援事業」【★新規】※こどもプランとして新規掲載 【※再掲】
--

市民活動支援課 関係各課 都市計画課 子育て支援課 教育支援課 子育て支援課 子育て支援課 産業振興課
--

第3節 こどもの貧困対策

◆貧困の連鎖を断ち切る取組 76「保護者就労支援事業」 77「子育て支援事業等利用助成事業」 78「就学援助費」 79「特別支援教育就学奨励費」 再37「生活困窮者自立支援(白井市くらしと仕事のサポートセンター)」【※再掲】 再53「こどもの居場所づくり支援事業」【※再掲】 再72「学習支援事業」【※再掲】

産業振興課 子育て支援課他 学校政策課 学校政策課 社会福祉課 子育て支援課 子育て支援課

第4節 児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護

◆児童虐待防止対策 80「こども家庭センター事業(家庭児童相談支援)」 81「家庭等における暴力対策ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)」 82「子育て世帯訪問支援事業」【★新規】 83「親子関係形成支援事業」【★新規】 再28「地域子育て支援拠点事業(地域子育て相談機関の設置)」【★新規含】【※再掲】 再54「児童育成支援拠点事業」【★新規】【※再掲】 ◆ヤングケアラー支援 84「学校等と連携したヤングケアラーの把握と支援」【★新規】※こどもプランとして新規掲載 再82「子育て世帯訪問支援事業」【★新規】【※再掲】 ◆こどもの権利に関する理解促進、人権教育の推進 85「こども自身が相談できる体制の提供」 86「こどもの権利の啓発」【★新規】 再52「人権教室の開催」【★新規】※こどもプランとして新規掲載【※再掲】

子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 市民活動支援課

第5節 こども・若者の安全確保

◆こども・若者を犯罪などから守る取り組みの推進 87「情報化社会の進展に伴う安全対策」 88「防犯パトロール」 89「防犯意識の高揚」 ◆こどもの安全を守る環境整備 90「学校安全対策」 91「交通安全教室」
--

教育支援課 市民活動支援課他 市民活動支援課 学校政策課他 学校政策課他
--

() 付き番号：現行プランの取り組み項目番号	→以降は、次期プランへの変更内容等
◆障害児支援・医療的ケア児等への支援 66：(73)「こども発達センター事業」→【改善して継続】医療ケア児コーディネーター設置、ペアレントプログラム実施。 67：(74)「障がい者相談支援事業」→【改善して継続】R7に基幹相談支援センターを設置し、充実した相談支援を継続。 (75)「障がい者等安心生活支援事業」と【統合】し、【名称変更】 68：(76)「心身障がい者一時介護料助成」→【現状のまま継続】 69：(77)「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業」→【現状のまま継続】 70：(78)「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金」→【現状のまま継続】 71：(79)「福祉タクシー助成」→【改善して継続】R6より外出支援サービスの事業廃止に伴い、福祉タクシー制度の拡充。 再 8：(14)「発達支援(個別・集団)」→【名称変更】 ◆特別な配慮を必要とする子どもへの支援 72：(90)「学習支援事業の検討」→【名称変更】R5年度から事業開始したため。 再37：(89)「生活困窮者自立支援(白井市くらしと仕事のサポートセンター)」→【現状のまま継続】【※再掲】 再38：(86)「外国人支援」→【改善して継続】外国人の言語に対応できるボランティアの確保に努める。【※再掲】 再43：(88)「補助教員の配置」→【現状のまま継続】【※再掲】 再44：(新)「特別支援教育事業」→【現状のまま継続】【※再掲】 再50：(87)「適応指導教室」→【名称変更】【※再掲】	
◆地域での多様な居場所づくりの推進」 73：(新)「こども・若者体験会」→【★新規】※こどもプランとして新規掲載。NPO法人(まちサポ)と連携した取り組み 74：(新)「こども・若者の活躍機会の仕組みづくり」→【★新規】 75：(新)「こども・若者の活動の場整備の検討」→【★新規】 再35：(51)「子どもの遊び場の整備」→【現状のまま継続】【※再掲】 再41：(新)「平和教育事業」→【★新規】【※再掲】 再53：(52)「子どもの居場所づくり支援事業の検討」→R6から活動支援補助金を創設したため、【名称変更】【※再掲】 再54：(新)「児童育成支援拠点事業」→【★新規】【※再掲】 再60：(新)「創業支援事業」→【★新規】※こどもプランとして新規掲載 ※現行の創業スクールや創業塾の取り組みと併せて補助事業を検討。	
◆貧困の連鎖を断ち切る取組 76：(64)「女性の再就職への研修事業」→【改善して継続】及び【名称変更】保護者の再就職の支援。 77：(81)「子育て支援事業等利用助成事業」→【現状のまま継続】 78：(84)「就学援助費」→【現状のまま継続】 79：(83)「特別支援教育就学奨励費補助」→【現状のまま継続】し、【名称変更】 再37：(89)「生活困窮者自立支援(白井市くらしと仕事のサポートセンター)」→【現状のまま継続】【※再掲】 再53：(52)「子どもの居場所づくり支援事業の検討」→R6から活動支援補助金を創設したため、【名称変更】【※再掲】 再72：(90)「学習支援事業の検討」→【名称変更】R5年度から事業開始したため。【※再掲】	
◆児童虐待防止対策 80：(57)「家庭児童相談事業」→(91)「児童虐待防止対策事業」と【統合】し、【名称変更】 81：(92)「家庭等における暴力対策ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)」→【現状のまま継続】 82：(新)「子育て世帯訪問支援事業」→【★新規】 83：(新)「親子関係形成支援事業」→【★新規】 再28：(37)「地域子育て支援拠点事業」→【★新規含む】「地域子育て相談機関」を設置し、【名称変更】【※再掲】 再54：(新)「児童育成支援拠点事業」→【★新規】【※再掲】 ◆ヤングケアラー支援 84：(新)「学校等と連携したヤングケアラーの把握と支援」→【★新規】※こどもプランとして新規掲載 再82：(新)「子育て世帯訪問支援事業」→【★新規】【※再掲】 ◆こどもの権利に関する理解促進、人権教育の推進 85：(54)「子ども自身が相談できる体制の提供」→【改善して継続】SNS等での相談窓口の周知強化とWeb相談の実施検討。 86：(新)「こどもの権利の啓発」→【★新規】※こどもプランとして新規掲載 再52：(新)「人権教室」→【★新規】※こどもプランとして新規掲載 【※再掲】	
◆こども・若者を犯罪などから守る取り組みの推進 87：(70)「情報化社会の進展に伴う安全対策」→【現状のまま継続】 88：(67)「防犯パトロールの実施」→【現状のまま継続】し、【名称変更】 89：(68)「防犯意識の高揚」→【現状のまま継続】 ◆こどもの安全を守る環境整備 90：(69)「学校安全対策」→【改善して継続】通学用ヘルメットの軽量化・通気性の良いものへの検討。 91：(71)「交通安全教室の開催」→【現状のまま継続】し、【名称変更】	

第6章 子育て当事者への支援

	◆：施策展開 及び 次期プラン取り組み項目 番号・「名称」	担 当 課	() 付き番号：現行プランの取り組み項目番号 →以降は、次期プランへの変更内容等
第1節 経済的負担の軽減	◆子育てや教育に関する経済的支援の充実 92「妊婦のための支援給付」 【★新規】※こどもプランとして新規掲載 93「子ども医療費助成事業」 94「養育医療費助成」 95「ひとり親家庭の医療費助成」 96「実費徴収に係る補足給付を行う事業」 再72「学習支援事業」 【※再掲】 再77「子育て支援事業等利用助成事業」 【※再掲】 再78「就学援助費」 【※再掲】 再79「特別支援教育就学奨励費補助」 【※再掲】	健康課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 保育課 子育て支援課 子育て支援課 学校政策課 学校政策課	◆子育てや教育に関する経済的支援の充実 92：(新)「妊婦のための支援給付」 →【★新規】※こどもプランとして新規掲載 93：(23)「子ども医療費助成事業」 →【現状のまま継続】高校生相当年齢までの助成を継続。 94：(24)「養育医療費助成」 →【現状のまま継続】 95：(82)「ひとり親家庭の医療費助成」 →【現状のまま継続】 96：(85)「実費徴収に係る補足給付を行う事業」 →【現状のまま継続】 再72：(90)「学習支援事業の検討」 →【名称変更】R5年度から事業開始したため。【※再掲】 再77：(81)「子育て支援事業等利用助成事業」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再78：(84)「就学援助費」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再79：(83)「特別支援教育就学奨励費補助」 →【現状のまま継続】 【※再掲】
第2節 地域子育て支援・家庭教育支援	◆子育て家庭に寄り添った相談支援 再1「こども家庭センター事業（子育て包括相談支援）」 【※再掲】 再6「乳児子育て相談」 【※再掲】 再8「心理発達相談」 【※再掲】 再11「伴走型相談支援」 【※再掲】 再36「子育て支援の情報提供」 【※再掲】 再80「こども家庭センター事業（家庭児童相談支援）」 【※再掲】 ◆子育て家庭への支援サービスの充実 再13「産後ケア」 【※再掲】 再14「ママヘルパー派遣（養育支援訪問事業・産前産後サポート事業） 【※再掲】 再25「子育て短期支援事業」 【※再掲】 再26「ファミリー・サポート・センター事業」 【※再掲】 再27「こども誰でも通園制度」 【★新規】 【※再掲】 再33「家庭教育事業」 【※再掲】 再34「図書館こどもサービスの充実」 【※再掲】 再82「子育て世帯訪問支援事業」 【★新規】 【※再掲】 ◆子育て家庭と地域のつながり 97「公共施設のバリアフリー」 再28「地域子育て支援拠点事業（地域子育て相談機関の設置）」 【★新規含む】 【※再掲】 再29「母子保健推進員活動」 【※再掲】 再30「子育て親子のたまり場事業」 【※再掲】 再31「ふれあい事業」 【※再掲】 再32「親子教室」 【※再掲】 再35「こどもの遊び場の整備」 【※再掲】 再53「こどもの居場所づくり支援事業」 【※再掲】 再54「児童育成支援拠点事業」 【★新規】 【※再掲】 再55「学校図書館等の教育機関との連携」 【※再掲】 再56「こども向けプラネタリウムの投映」 【※再掲】	子育て支援課他 健康課 健康課 健康課 子育て支援課 子育て支援課 健康課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 保育課 生涯学習課 文化センター 子育て支援課 各施設担当課 保育課 健康課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 文化センター 文化センター	◆子育て家庭に寄り添った相談支援 再1：(1)「子育て世代包括支援センター事業」→【名称変更】し、【改善して継続】WEBでの相談を実施する。 【※再掲】 再6：(10)「4か月育児相談」と(11)「かみかみ教室」 →【統合】し、【名称変更】 【※再掲】 再8：(14)「発達支援（個別・集団）」→【名称変更】 【※再掲】 再11：(2)「母子手帳の交付」と(16)「保健指導と保健指導、ケース会議」 →【統合】し、【名称変更】 【※再掲】 再36：(40)「子育て支援の情報提供」 →【改善して継続】子育て支援情報の一元化をさらに強化する。 【※再掲】 再80：(57)「家庭児童相談事業」→(91)「児童虐待防止対策事業」と【統合】し、【名称変更】 【※再掲】 ◆子育て家庭への支援サービスの充実 再13：(5)「産後ケア事業」→【名称変更】 【※再掲】 再14：(6)「ママヘルパー派遣（養育支援訪問事業・産前産後サポート事業）→【現状のまま継続】 【※再掲】 再25：(32)「子育て短期支援事業」→【改善して継続】現在の乳児院での受入れのほか、里親での受け入れを検討。 【※再掲】 再26：(33)「ファミリー・サポート・センター事業」→【現状のまま継続】 【※再掲】 再27：(新)「こども誰でも通園制度」→【★新規】 【※再掲】 再33：(58)「家庭教育事業」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再34：(48)「図書館こどもサービスの充実」→【現状のまま継続】 【※再掲】 再82：(新)「子育て世帯訪問支援事業」→【★新規】 【※再掲】 ◆子育て家庭と地域のつながり 97：(72)「公共施設のバリアフリー」→【担当課変更】長寿命化工事等に合わせ各施設担当課が公共施設マネジメント課と連携 再28：(37)「地域子育て支援拠点事業」→【★新規含む】「地域子育て相談機関」を設置し、【名称変更】 【※再掲】 再29：(42)「母子保健推進員活動事業」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再30：(43)「子育て親子のたまり場事業」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再31：(44)「ふれあい事業」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再32：(45)「親子教室」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再35：(51)「子どもの遊び場の整備」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 再53：(52)「こどもの居場所づくり支援事業の検討」 →【名称変更】R6から活動支援補助金を創設したため。 【※再掲】 再54：(新)「児童育成支援拠点事業」 →【★新規】 【※再掲】 再55：(49)「学校図書館等の教育機関との連携」→【現状のまま継続】 【※再掲】 再56：(50)「子ども向けプラネタリウムの投映」→【現状のまま継続】 【※再掲】
第3節 共働き・子育ての推進	◆仕事と子育ての両立できる環境づくりの推進 98「両親で協力して行う育児の啓発」 99「性別にとらわれない家事・育児参画の推進」 100「労働相談」 再76「保護者就労支援事業」 【※再掲】	健康課 市民活動支援課 産業振興課 産業振興課 保育課	◆仕事と子育ての両立できる環境づくりの推進 98：(62)「両親で協力して行う育児の啓発」 →【現状のまま継続】 99：(61)「各種制度の利用促進のための啓発」→【担当課変更】及び【名称変更】男女平等の推進として啓発する。 100：(65)「労働相談」 →【改善して継続】SNS等を通じた電子通知を含み相談事業の周知を行う。 再76：(64)「女性の再就職への研修事業」→【改善して継続】及び【名称変更】女性及び男性の再就職の支援 【※再掲】 ※：(63)「就労していても参加しやすい事業の実施」→保育所保育指針で求められている内容のため事業としては【廃止】
第4節 ひとり親家庭への支援	◆各家庭の親子の状況に応じた支援の充実 101「ひとり親家庭自立支援員による相談」 102「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進事業」 再76「保護者就労支援事業」 【※再掲】 再77「子育て支援事業等利用助成事業」 【※再掲】 再95「ひとり親家庭の医療費助成」 【※再掲】	子育て支援課 子育て支援課 産業振興課 子育て支援課他 子育て支援課 子育て支援課	◆各家庭の親子の状況に応じた支援の充実 101：(38)「ひとり親家庭自立支援員による相談」 →【現状のまま継続】 102：(66)「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進事業」→【現状のまま継続】 再76：(64)「女性の再就職への研修事業」→【改善して継続】及び【名称変更】女性及び男性の再就職の支援 【※再掲】 再77：(81)「子育て支援事業等利用助成事業」→【現状のまま継続】 【※再掲】 再95：(82)「ひとり親家庭の医療費助成」 →【現状のまま継続】 【※再掲】 ※：(34)「ひとり親家庭等日常生活支援事業」→81「子育て支援事業等利用助成事業」へ統合による【廃止】